

西ドイツ・疾病保険に 家政扶助の新設

本年から、疾病金庫に「家政扶助」Haushaltshilfeを設けることを規定した法律が発効する。それと共に病院介護及び疾病証払戻しの期間的制限はなくなる。

1月1日から疾病金庫は、病院、産院に入っているかまたは保養中の母親に、家政扶助を設けるが、そのための支払いをしなければならなくなつた。この家政扶助は、被保険者または配偶者が家政を継続して行なうことが不可能な場合のもので、かつ子の1人以上が18歳未満かまたは障害者であるか、扶助を必要としている場合である。

この家政扶助は本年から金庫の新しい義務として定められたものであるが、疾病金庫が自分で家政婦をもつてるとか、他の機関からそれを借り受けることができるのはほとんどなく、そこで法律では、家族が自分で手伝いを用意することができると定めており、そしてその場合金庫は必要な経費を支払うことになっている。

なお疾病金庫総連合会の申合せで、家族が自分の信頼する者に家政を委ねることを重視しているときは、金庫は自から手伝いを定めてはならないこととしている。なお自から用意した手伝いの費用のどの程度が「適切」と認められるかという問題は決定されていないし、費用の範囲もまだ明確でなく、ハングルクからミュンヘンにおばあちゃんに来て貰った場合、その旅費はどうするか、というようなことも早急に決めなければならない。

その他問題となる点は、世帯内の他人が家政を行なうことができるかというこ

ともある。一般的に金庫は被保険者の申告をそのまま受けとらねばならない。また家政扶助は期間は無制限とする。従って疾病、保養の期間は問題とならない。母親が健康でも、子どもが病気でその看護のため勤めを休んだ場合、疾病手当を受けることができ、被保険者、つまり一般には母親は、週のうち5日について、疾病手当のみならず、有給休暇の権利がある。一家に2人以上の子が同じ年内に病気になった場合、疾病金庫総連合会の申合せでは、子の1人1人についてそれぞれ疾病手当請求権を伴う週5日の有給休暇の権利がある。疾病手当はもちろん欠勤した日についてのみ支払われるもので、賃銀の75%であり、家族については85%まで上積みされるが、賃銀純額の100%をこえてはならない。

1月1日からまた病院介護の期間制限がなくなる。従来は3年間に78週をこえてはならなかったものである。さらに病院介護は裁量給付ではなく、被保険者は法的請求権をもつ。金庫は1月1日以後は、本来の治療の費用のみならず、疾病的発見、苦痛の軽減の費用も、それが通院では実施しえない場合に限り、負担する。

被保険者が疾病証Krankenscheinを金庫から受けてそれを利用しなかつた場合、1970年から払戻しが行なわれていたが、1973年末からはこの制度はなくなった。計画ではこの払戻し廃止制は相当金庫に節約をもたらすので、新しい法律による支出とほとんど費用が相殺されるものとみられる。従って経費の増減は年に約4億マルク前後となろう。しかし金庫総連合会は、この法案が大まかなのと、金庫間の相互の競争が激しくなるため、この見方には懷疑的である。

Die Welt, 18. Dezember, 1973.

(安積銳二 国立国会図書館)